箱根町学校業務改善指針

令和3年4月改定 箱根町教育委員会

1、目的

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされることとなり、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(告示)」が示されました。

また、神奈川県においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、「県立学校の教育職 員の業務量の管理に関する規則」を制定するとともに、「神奈川の教員 の働き方改革に関する指針」を示しています。

本町においても、国・県と並行して、教職員一人ひとりが健康でいきいきとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境づくりをさらに進めるため、「箱根町学校業務改善指針」を策定し、学校と教育委員会が一体となって実現し、教職員がいきいきと働くことができる職場づくりを進め、子どもたちとしっかり向き合う時間を確保することによって、子どもたちの健やかな育ちにつなげることを目的とします。

2、時間外在校等時間の上限

在校等時間(※)から所定の勤務時間(7時間 45 分)を除いた時間を時間外在校等時間とし、原則として以下の時間の上限範囲内とします。

- (1) 1 か月の上限を合計 45 時間とします。
- (2) 1年間の上限を合計 360 時間とします。
- ※ 在校等時間とは…「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」及び「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に定められた考え方に則ります。

3、取組内容

(1) 個別業務の役割分担及び適正化について

① 学校に依頼する調査・照会の整理統合や精選

各学校に対し依頼する調査・照会等について、町教育委員会において整理統合 や精選を行い、教職員が本来の教育活動により専念できるよう努めます。

② 校務支援システムの運用

様々な校務処理の効率化を図るため、教職員一人に一台の校務用パソコンを配備するとともに、校務支援システムを運用することにより事務の共通化と効率化を図ります。

③ ICT 環境の整備・活用

教職員一人に一台のタブレットパソコンを配備するとともに、各教室に大型ディスプレイ・無線 LAN 環境を整備し、効果的でわかりやすい授業を推進します。

④ 給食費の無償化

町長の公約でもある給食費の無償化に対応するとともに、給食費を公会計化することで、給食費に係る事務を軽減します。

(2)勤務時間について

① 勤務時間の適正管理

勤怠管理システムにより教職員の出退勤時刻の実態を把握するとともに、学校 長を通じ適宜指導を行います。

② 休暇取得環境の充実

夏季・冬季休業期間中に日直勤務を行わない日を一定期間設定し、教職員が年次休暇等を取得しやすい環境を整備することにより、十分な休養や充実した自己研鑽の時間を確保します。併せて、個々の年次休暇の取得日数の目標を 15日以上とします。

③ 電話応答システムの運用

電話応答システムを運用し、勤務時間外における電話対応を自動化し、教職員の勤務時間の短縮を図ります。

④ 学校事務職員の36協定の締結

小・中学校に勤務する学校事務職員について、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、教職員の労働組合である西湘地区教職員組合と協定を、毎年締結します。

(3) 教員の意識改革について

① 小学校における教科担任制の導入

小学校においても、教科担任制を一部導入することにより、高い専門性と技能を活かした授業を通し、児童の学習意欲や知識・理解を高めるとともに、担任以外の教職員との関わりを通じた児童のコミュニケーション能力の向上を目指します。また、担任の空き時間の確保に伴い、時間外勤務の短縮を図ります。

② 学校運営協議会の運営

地域住民・保護者等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進し、学校と 地域との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童・生徒の健全育成に取り組 みます。

③ 部活動の方針の遵守

令和2年10月に改訂した「箱根町立学校に係る部活動の方針」に基づき、部活動の休養日等を設定し、生徒の健康と安全に配慮しながら、教職員の負担軽減を図ります。

(4) 学校を支える人員体制について

① 教育相談センター等の運営

児童・生徒やその保護者、教職員の様々な教育相談に応じます。教育相談コーディネーターと連携して支援教育のサポートを行います。また、教育支援室(にじいろ)を運営し、不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、その学校復帰や社会的自立を支援します。

② 個別指導支援スタッフ及び介助員の配置

学習支援や日常生活等への介助が必要な児童・生徒に対応するため、個別指導 支援スタッフ及び介助員を各小・中学校に配置します。また、県教育委員会の 協力のもとスクール・サポート・スタッフ及び、学習支援員を配置します。

③ ICT 支援員の配置

授業等における ICT 機器の有効活用やデジタル教材の作成支援等を行うため、 各小・中学校に ICT 支援員を配置し教職員の支援を行います。

(5) その他について

① 学校施設の大規模改修・改築

平成 30 年に策定した「箱根町学校施設の長寿命化計画」に基づき、児童・生徒や教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるようにするため、老朽化が進む学校施設等への長寿命化改修及び改築を計画的に実施します。

② 教室等への冷暖房設備の設置

季節に関わらず、安定した教室環境を整えることにより、児童・生徒と教職員が健康的に学校生活を送ることができるようにするため、教室等に冷暖房設備を適宜設置します。